

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話 (令和 8 年 (2026 年) 10 月 9 日)

本年7月28日に発生した令和8年熊本地震によって亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災されました方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本県は、これまでの甚大な災害からの創造的復興が進み、半導体関連産業の立地や国際化が進展するなど、新たな局面を迎えていた中で今回の地震に見舞われることになりました。新たな創造的復興に向けた道のりを歩み始めることとなった今、県には、被災者に寄り添いながら生活再建を支援し、地域の復旧・復興を着実に進めていく重要な役割が求められています。

このような状況下において、本年の人事院報告が示す改革の方向性、とりわけ職員のワークエンゲージメントの向上を基底に据えた人材マネジメントの考え方は、本県が直面する課題とも多くの点で軌を一にするものであり、本県の実情に応じて具体化することが求められます。

生産年齢人口の減少という構造的な課題の下、本県が災害からの復旧・復興を成し遂げ、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材の確保・定着・育成を計画的にかつ着実に進めていかなければなりません。

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等の報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

職種別民間給与実態調査を実施し、職員給与と民間給与を比較した結果、職員の月例給及び特別給については、いずれも民間を下回っていることが明らかになりました。この民間給与との較差を解消するため、月例給については、人事院が勧告した俸給表の各号給に一定の率を乗じた給料表に改定することを勧告しました。また、職員の期末手当及び勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう0.05月分引き上げるこ

とを勧告しました。

また、週休日の振替等、休日の代休日及び代休時間について、職員の健康福祉の増進を図る観点から、所要の措置を講じることを勧告しました。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、職員の士気の向上、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、能率的な行政運営を維持する上での基盤ともなります。

職員におかれては、日々の行政運営に加え、令和8年熊本地震発生直後から、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興のために精励されていますことに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を常に強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

また、任命権者におかれては、県勢の更なる発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。